

## 検察庁法改正案の廃案を求める声明

2020年5月18日

日本私立大学教職員組合連合  
(日本私大教連)  
中央執行委員会

政府は、今通常国会に検察庁法改正案を含む国家公務員法改正法案を提出し、同法案は現在審議に付されている。

検察庁法改正案によれば、①検察官の定年年齢を63歳から65歳に引き上げる、②役職定年制を設け63歳とする、③内閣が必要と判断すれば、その定年年齢を最高3年間引き延ばすことができるものとされる。①および②については、定年年齢の引き上げ等は、現在の社会的趨勢からみて不適當なものとはいえない。問題なのは、③の内閣の判断で検察官の定年延長を可能とする点にある。

検察官は、とりわけ刑事事件において逮捕、取り調べ、公訴権などの強力な権限を保持していることから「準司法官」と呼ばれることもある。司法権が適切に行使されるためにもその職責は重い。そのため、一般の公務員以上の倫理性が求められるだけではなく、時の政府との関係でも政治的中立性が強く求められ職務の独立性が保障されなければならない。しかし、政府の判断により定年延長が認められるとすれば、政府にとって都合がいい検察官を恣意的に選択し、その地位にとどめることが可能となる。

安倍首相は、恣意的な運用は起こらないと空疎な主張を繰り返している。しかし、第2次安倍内閣以降に発生した様々な疑惑は、かえって恣意的な運用の危険性を示している。森友・加計・桜を見る会など、安倍首相自身が関与する疑惑に対する検察の対応を見れば明らかである。また、集団自衛権行使をめぐる憲法解釈変更に際し、内閣法制局長官の人事についても、従来慣行を無視し、きわめて恣意的な選任を行った。今回の改正が特定の人物を念頭に置いて行われ、定年延長をさかのぼって合法化することが狙いであるともいわれている。

検察官の定年年齢は、一般法である国家公務員法ではなく、その特別法である検察庁法で定められている。検察官には国家公務員法の適用はされないことは、従来政府答弁でも明確にされてきたことである。ところが、政府は、法改正が必要であるにもかかわらず、法解釈によって、一般法が適用されるように変えてしまった。治安維持法が勅令によって改正されたことを彷彿させるものである。これは、法治主義の破壊である。

このように、今回の改正案は、行政の中立性を破壊し、内閣による官僚の政治支配を貫徹させるだけではなく、権力分立など憲法の要請を無視し立憲主義にも反するものであり、廃案とすることを強く要求する。

以上